

いじめ防止等対策の取り組みについて

富山高等専門学校(本郷)

	点検項目	令和３年度の実績に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議において、説明を行っている。	後期開始前に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義についてあらためて説明を行った。	令和４年９月実施済み
2	定期的（２ヶ月に１度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的な会議において、いじめアンケートの実施や結果について情報共有を行った。また、いじめやいじめの疑いのある事例について臨時に委員会を開催し対応方針を検討した。	３か月に一度の頻度で開催している。いじめの疑いのある場合には、臨時開催し対応について協議を行っている。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R3年度については、研修講師が確保できず、開催できなかった。	教職員を対象とした研修会をR4年9月に実施した。	令和４年９月実施済み
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止対策委員会規則を周知している。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」を日常的に閲覧可能としている。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	教員会議において、いじめ防止プログラムを説明の上、全教職員に周知を行った。	年度末の教員会議において、次年度の年間計画の周知を行う予定である。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全教職員にいじめ早期発見・事案対処マニュアルの周知を行った。	いじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することをあらためて周知を行った。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止基本計画に重大事態の定義やいじめ防止対策委員会の役割が明記され、HPで周知されている。	学内グループウェアにて「いじめ防止等対策ポリシー」を日常的に閲覧可能としている。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ事案が発生した場合は、当該事案のTeamsを作成し、関係教職員において情報共有を行った。	引き続きいじめ事案が発生時は、当該事案のTeamsを作成し、関係教職員において情報共有を行う。	
9	令和3年度の実績にに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	令和３年度いじめ防止対策委員会に検証を行い、令和４年度の計画に反映させた。	実際の事例において、実行性を確認し、その都度、実施計画の見直しを行っている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年２回（前期・後期）にいじめアンケートを行い、アンケート結果については、「いじめ防止対策委員会」で共有した。あわせて、学生相談室において、適応尺度調査及びハイパーＱＵなどを年２回実施し、気になる学生については、個別面談を行っている。	いじめアンケートを前期・後期に実施し、アンケート結果をいじめ防止対策委員会と共有している。	令和４年７月・12月実施済み
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーを「いじめ防止対策委員会」の構成員とはしていないが、学生相談室において情報共有を行う体制としている。	いじめ防止対策委員会において、スクールカウンセラーからの報告を実施予定である。	令和４年12月実施済み
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R3年度については、研修講師及び日程の確保ができず、開催できなかった。	いじめの疑いのあったクラスにおいてスクールカウンセラーによる心理教育研修を実施した。また、令和５年度以降、1年生入学後の早い時期に「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くなっているSNSによるいじめ防止を図る予定である。	令和４年7月実施済み
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめアンケートの設問において、どんな行為がいじめに該当するか考えさせている。	前期のいじめアンケートに引き続き後期のいじめアンケート調査においても実施予定	令和４年７月・12月実施済み
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	実施できなかった。	令和５年度以降カウンセラーによるグループワークを実施し、学生にも参加してもらう取組を予定している。	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校のHPで「学校いじめ防止基本計画」を周知している。	引き続きHPにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携の上、対処している。	引き続き、いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携を行う。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	学校のHPで「学校いじめ防止基本計画」を周知しているが、外部の有識者等で構成される会議では、説明を行っていない。	来年度の運営諮問会議において、本校のいじめ対策について、説明を行う予定としている。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	年度当初に地域の警察署と、学校と警察の連絡体制について、確認を行っている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には、連絡できる体制となっている。	

いじめ防止等対策の取り組みについて

富山高専門学校(射水)

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教員会議において、説明を行っている。	後期開始前に教職員を対象にいじめ防止研修会を開催し、「いじめ」の定義についてあらためて説明を行った。	令和4年9月実施済み
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的な会議において、いじめアンケートの実施や結果について情報共有を行った。また、いじめやいじめの疑いのある事例について臨時に委員会を開催し対応方針を検討した。	3か月に一度の頻度で開催している。いじめの疑いのある場合には、臨時開催し対応について協議を行っている。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R3年度については、研修講師が確保できず、開催できなかった。	教職員を対象とした研修会をR4年9月に実施した。	令和4年9月実施済み
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止対策委員会規則を周知している。	学内グループウェアにて「いじめ防止対策委員会規則」を日常的に閲覧可能としている。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	教員会議において、いじめ防止プログラムを説明の上、全教職員に周知を行った。	年度末の教員会議において、次年度の年間計画の周知を行う予定である。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全教職員にいじめ早期発見・事案対処マニュアルの周知を行った。	いじめ防止研修会において、いじめの疑いがある場合には、「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」に従い、いじめ防止対策委員会へ報告することをあらためて周知を行った。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止基本計画に重大事態の定義やいじめ防止対策委員会の役割が明記され、HPで周知されている。	学内グループウェアにて「いじめ防止等対策ポリシー」を日常的に閲覧可能としている。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ事案が発生した場合は、当該事案のTeamsを作成し、関係教職員において情報共有を行った。	引き続きいじめ事案が発生時は、当該事案のTeamsを作成し、関係教職員において情報共有を行う。	
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	令和3年度いじめ防止対策委員会に検証を行い、令和4年度の計画に反映させた。	実際の事例において、実行性を確認し、その都度、実施計画の見直しを行っている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年2回(前期・後期)にいじめアンケートを行い、アンケート結果については、「いじめ防止対策委員会」で共有した。	いじめアンケートを前期・後期に実施し、アンケート結果をいじめ防止対策委員会で共有している。	令和4年7月・12月実施済み
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーを「いじめ防止対策委員会」の構成員とはしていないが、学生相談室において情報共有を行う体制としている。	いじめ防止対策委員会において、スクールカウンセラーからの報告を実施予定である。	令和4年12月実施済み
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R3年度については、研修講師及び日程の確保ができず、開催できなかった。	1年生の保健の時間においてスクールカウンセラーによる心理教育研修を行った。また、令和5年度以降、1年生入学後の早い時期に「SNSについての注意」の講習を実施し、最近多くなっているSNSによるいじめ防止を図る予定である。	令和4年6～7月実施済み
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめアンケートの設問において、どんな行為がいじめに該当するか考えさせている。	前期のいじめアンケートに引き続き後期のいじめアンケート調査においても実施予定	令和4年7月・12月実施済み
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	実施できなかった。	令和5年度以降カウンセラーによるグループワークを実施し、学生にも参加してもらう取組を予定している。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校のHPで「学校いじめ防止基本計画」を周知している。	引き続きHPにおいて「学校いじめ防止基本計画」を掲載し、周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携の上、対処している。	引き続き、いじめ防止対策委員会の指示の下、関係教員から当該学生の保護者へ対応について連絡するなど連携を行う。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	学校のHPで「学校いじめ防止基本計画」を周知しているが、外部の有識者等で構成される会議では、説明を行っていない。	来年度の運営諮問会議において、本校のいじめ対策について、説明を行う予定としている。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	年度当初に地域の警察署と、学校と警察の連絡体制について、確認を行っている。	年度当初の学校と警察の連絡体制の確認に加え、重大事案発生時には、連絡できる体制となっている。	